千葉市監查委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成23年4月28日

千葉市監査委員宮下公夫同大島有紀子同近藤千鶴子同中島賢治

23千総総第242号 平成23年4月27日

千葉市監査委員宮下公夫様同大島有紀子様同近藤千鶴子様同中島賢治様

千葉市長 熊 谷 俊 人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成20年度及び平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により別紙の とおり通知します。

平成20年度包括外部監査措置状況報告書

(監査のテーマ)公の施設の管理及び指定管理者制度に係る財務事務の執行に ついて(指定管理者の財務事務を含む)

第2節 指定管理者制度を導入した個別施設に係る事項

- 第2 千葉市美浜区高洲コミュニティセンター及び真砂コミュニティセンター
 - 2 施設利用の予約方法

施設の利用申込みは、1ヶ月前から前日までの午前9時から午後9時までの先着順であるが、既存の利用団体が中心で、指定管理者自ら利用団体間の横の連携を奨励し調整させているため、特定の利用団体の利用が優先される結果を招いており、市民サービスの公平性が阻害されている可能性がある。地域の実情を踏まえ、今後くじ引き等他の手法も検討し、利用者の公平性を確保することが適当である。

(措置の内容)

施設利用の予約方法については、利用者の公平性を確保するため、平成23年4月 1日利用分より、利用日の2か月前の午前10時に抽選で申請順を決定することとし、 抽選後空きがある場合は前日まで随時先着順にて申請を受け付けることとした。

第3 千葉市花見川区花島コミュニティセンターなど計35施設

1 指定管理者の選定のあり方について

当該選定においては1団体の応募しかなかった。この理由については以下の点が考えられる。第一は、対象となる施設の範囲が広範に及ぶことで、管理が可能な団体が限られること、第二は、市所有のスポーツ施設の利用者の予約システムを長年(財)千葉市スポーツ振興財団が利用していたため、ノウハウを持つ団体が事実上限定されることが考えられる。

本来、複数の施設を一括して指定管理者を選定する場合には、規模や業務の制約を考慮し、民間企業等も含めて広く応募が可能なような配慮をする必要がある。現行の状況では次回の選定時にも他団体の応募を期待するのは困難である。

今後は上記制約について考慮し、幅広い応募が可能となるように配慮することが必要である。

(措置の内容)

花島コミュニティセンターなど計 35 施設の指定管理者の選定においては、平成 2 2 年 9 月に公表した指定管理者募集要項で、指定管理者自らが予約システムを構築し、運用することを新たな条件として設定し、対象となる施設の範囲が広範であっても、幅広く応募が可能となるよう配慮した。その結果、(財) 千葉市スポーツ振興財団以外に 1 団体の応募があった。

第4節 指定管理者制度を導入していない公の施設(直営)

第1 保育所

1 固定資産の現物管理について

監査の結果、現物確認の対象とした物品3件のうち2件は備品票を介して備品明細一覧表と一致させることができなかった。この主な原因は、備品の確認を定期的に実施しておらず、現物管理のための備品明細一覧表、備品票の更新を適時に行っていなかったためと考えられる。

なお、保育所の備品に関しては所長に管理責任があることから、使用、不使用に関らず、備品に備品票を添付し、備品明細一覧表との一致を確認できるように管理すべきである。また、長期間不使用の備品については、市担当者との協議の上、除却の要否について検討すべきである(各保育所長が出席する9月18日実施の所長会議にて、備品明細一覧表と備品票の管理番号が相違する場合には、備品票を貼りなおすこと及び除却を含めた固定資産管理を徹底するよう市の担当者から指示がなされている。)。

さらに、備品に関しては、千葉市の内規(共通事務の手引き第2の1)に「物品 出納職員は物品管理者の命ずるところに従い、物品の出納、保管事務を行う」との 記載があることから、1年に1回程度は確認(施設の性質上、一斉確認が困難であ る場合には、循環確認の採用などを検討)を行い、適切に資産を管理する必要があ る。

(措置の内容)

固定資産の現物管理については、平成20年9月18日の保育所長会議において、 毎年度当初及び各保育所長が必要と判断したときには、備品明細一覧表と現物とを突 合して、必要に応じて備品シールの貼付及び当該一覧表の修正(除却を含む)を行う こととした。

これについては、全保育所で「備品明細一覧表」と備品票の管理番号の確認を行い、相違があった場合には備品票の貼り直し及び除却を行った。

さらに、平成21年4月9日の保育所長会議において、全保育所長に対し、年度当初の確認を含め、固定資産管理の徹底を再度指示した。

平成21年度包括外部監査措置状況報告書

(監査のテーマ) 滞納債権に関する財務事務の執行について

第2章 各論

第2 市税

(2) 法人市民税の未申告管理について

法人市民税の未申告法人調査に関してもマニュアル (事務連絡「平成20年度法 人市民税事業所実態調査の目的と方法」)と実際の業務に差異が見られた。

マニュアルによると、未申告法人には「電話催告及び現地調査を実施する」とある。実際には中央区では現地調査を行わず、県税資料を元に直接賦課している。市全体でも「法人市民税の未申告法人の調査」のとおり平成20年度で調査対象法人2,482件のうち、電話催告は0件、現地調査は156件であり実施状況は低い状態である。一方で税務署等での調査による停止処分等の件数は1,303件ある。

マニュアルとの相異理由を分析し、実効性のあるマニュアルを整備すべきである。

(措置の内容)

各区においては、県税課税状況の確認調査を中心に行っているという実態を踏まえ、より効率的な調査方法を検討した結果、これまでの電話催告及び現地調査に替えて、県税課税状況を確認することによる決定処分及び未申告法人に対して文書催告を実施することなどについて具体的な方法を記載した「市民税(法人)実態調査の手引き」を平成21年9月に新たに作成した。

第5 住宅使用料

(1) 滞納の初期段階における対処の必要性について

ア 呼出指導の実施

家賃を3カ月以上滞納した滞納者への呼出しによる納付指導は、滞納者の絶対数が多いため、ほとんど行っておらず、実態としては徴収員による訪問で代替している。 分納誓約や減免措置の適用も含め、個々の入居者の状況や滞納期間に応じた柔軟な対応を行うためには、滞納の初期段階で専門性のある職員による呼出指導を実施することが望まれる。また、同時に保証人の呼出による履行協力要請も実施することが有効と考えられる。

(措置の内容)

滞納者への呼出しによる納付指導については、滞納の初期段階で徴収の経験を有する職員により平成22年4月から毎月1回、休日に臨戸訪問をし、納付できない者に対し来庁を求め実施することとした。

また、保証人への履行協力要請については、保証人への市営住宅使用料催告依頼 書送付手順を定め、平成22年12月から滞納の初期段階で催告依頼書を保証人に 送付することにより実施することとした。

イ 減免措置の周知

住宅使用料の減免措置については、入居者への周知が不十分であり、平成20年度においては入居者6,027件のうち330件にとどまっている。減免等による適切な使用料調定額の算出は、入居者の資力に応じた徴収を可能にし、滞納の発生の未然防止に寄与すると考えられる。

(措置の内容)

住宅使用料の減免措置については、平成22年度から全入居者に対して年2回(6 月及び12月)減免手続きについて記載した文書を送付し、周知することとした。

ウ 明渡請求の適時な実施

滞納初期段階の債権回収を実現し、納付意思のない入居者が不当に居座ることを 防止するためにも、明渡請求は適時に実施すべきである。

「千葉市営住宅等設置管理条例」第44条においては、3カ月以上の滞納者に対して明渡請求が可能とされており、「滞納整理事務処理要綱」第7条では条例に定める滞納者で家賃の納付意思がないとき明渡請求対象者となるとしていることから、3カ月以上の滞納者は本来網羅的に明渡請求の可否を検討すべき対象であるといえる。

しかし、平成20年度においては、滞納者数の多さや予算上の制約により、平成20年10月と平成21年3月の2回実施されたのみであり、「千葉市営住宅等設置管理条例」や「滞納整理事務処理要綱」の規定に従った処置として十分な水準とは言い難い。また、未実施の期間が長いとその間の滞納債権も累積し、結果として次の請求時の納付が困難になってしまう可能性もある。

滞納初期段階の明渡請求実施により、滞納債権が完納される可能性が高くなることは、平成21年3月実施の明渡請求の結果からも明らかであり、適時な実施を目指して、現状の年2回よりも実施間隔をあけず、回数を増やすことが必要と考えられる。

(措置の内容)

明渡請求については、平成22年度から実施回数を増やすこととし、同年度には4月、7月、9月(2回)、10月、2月に6回実施した。

(2) 保証人への履行協力要請について

ア 保証人への履行協力要請

保証人への履行協力要請は滞納整理にあたって必要な事務として、「滞納整理事務取扱要綱」で規定されている。また、使用請書においても、滞納の場合には保証人が代わって債務を履行すべき旨が明示されており、所得証明書の提出により保証人の資力に関する確認も行われている。このような手続を経ているにもかかわらず、保証人への履行協力要請を何ら行わないことは、代わりに支払う意思のある者からの回収の機会を逸し、保証人制度の形骸化を招いているといえる。

通常、保証人は入居者の親族など人的関係のある者がなることが多い。保証人に

対しては、支払請求に至らなくとも、滞納の初期段階で、入居者本人への家賃支払いの催告を依頼する文書等の送付、呼出による履行協力依頼などを行うことにより、一定の効果は期待できると考えられる。

(措置の内容)

保証人への履行協力要請については、保証人への市営住宅使用料催告依頼書送付手順を定め、平成22年12月から滞納の初期段階で催告依頼書を保証人へ送付することにより実施することとした。

イ 保証人の所在確認

保証人への履行協力要請を行う前提として保証人の所在を確認しておく必要がある。変更の際は市へ届を出すように依頼するだけでなく、入居者へ定期的に確認書の提出を求める等の措置をとる必要がある。

(措置の内容)

保証人の所在については、平成22年12月から送付文書が転居先不明等により返送されるなど明らかでない場合には、現地調査及び住民票により確認することとし、保証人が死亡又は所在不明の場合は、入居者へ新たな保証人の選出を求めることとした。

(4) 分納誓約について

ア 分納誓約の履行状況の適時把握

分納誓約者の履行状況は、適時かつ一元的に把握することが必要である。しかし、実際には、明渡し請求実施時(平成20年度は年2回)に履行状況を確認するにとどまっており、それだけでは、確認の頻度として少なすぎると考える。また、現在行っている手書きの分納誓約リストにおける「OK(履行)」、「不(不履行)」の書き込みによる管理方法のみでは、金額や入金時期の情報がなく、債権管理の情報としては不十分である。更に、住宅管理システム上の滞納家賃管理データにおいても、分納の履行状況の一覧を抽出できない状況にある。

以上より、現状においては分納誓約の効果の測定や不履行者への対処策の検討は、非常に困難と言わざるをえない。システムの機能を再検討したうえで、分納の履行状況(履行あるいは不履行の期間及び金額)を一元的に管理できるよう、債権管理体制を改善する必要がある。

(措置の内容)

分納誓約の履行状況については、平成22年4月から表計算ソフトで作成した分納 誓約受理状況一覧により、滞納金額や入金時期等を適時かつ一元的に管理できるよう 改善した。

(6) リースのシステムに対する維持管理について

住宅管理システムは、リース契約によって千葉市が賃借しているものであり、所有権は委託業者(富士通リース株式会社)にある。維持管理についてはリース契約に含まれるのが通常であり、特別の取決めがなければ千葉市が第三者の維持管理ベンダー(株式会社富士通エフサス)にプログラム改修委託業務を行うことはできない。

富士通リース株式会社と株式会社富士通エフサスはグループ会社であるが、維持管理契約における「プログラムの権利の帰属」について、富士通リース株式会社に所有権が帰属するプログラムについて千葉市が維持管理を委託するものであることを明確にし、かつこの契約内容について富士通リース株式会社が承認を与える形に見直すことが必要である。

(措置の内容)

住宅管理システム維持管理委託については、仕様書にプログラム改修を行う際 に、富士通リース株式会社と協議を行い、承認を得ることを定め、平成22年4 月に契約を締結した。

(7) 定期処理の確認運用について

住宅管理システムの「定期処理実行実績」及び「日次処理実行結果」は、職員が画面上で処理結果を確認しているが、いつ誰が行うかについて、運用手順等で明確にしていない。

運用手順等で明確にしていないと、確認が漏れて、エラーが発生しても気がつかず、 不正なデータが発生するなどのおそれがある。定期処理の確認を運用手順等で明確にす ることが必要である。

当初データの入力についても、アルバイト職員が入力し、当該情報の入力の適正性について検証及び承認行為が行われていない。入力情報に誤りがないことを検証し、これについて承認を行う手続が必要である。

(措置の内容)

住宅管理システムの定期処理及び日次処理の状況確認については、運用手順を作成し、平成22年6月より住宅管理室長が行うこととした。また、当初データの入力情報の検証及び承認についても住宅管理室長が併せて行うこととした。

(8) 外部委託業者の作業管理について

維持管理契約においては、「月末までに定期報告書等を納入する」と記載されているが、平成20年度においては、これに該当する報告書が提出されていない。また、その他納品物についても同様に納入されていない。

契約に示された納入物の受領がないことは、契約上の履行の瑕疵であり、委託業者が 契約書に記載された作業を行っているか、その妥当性を判断することができない。

契約に従った履行を委託業者に求めることが必要である。

(措置の内容)

住宅管理システム維持管理委託契約における定期報告書等については、平成22 年4月分から翌月末日までに納入させることとした。

第7 農業集落排水処理施設使用料

(1) 交付要求時の延滞金請求について

平成21年度に破産した農業集落排水処理施設使用料の滞納者が平成20年度 中に滞納した使用料について、破産管財人に対して交付要求を行っている事例がある。 この際、滞納した使用料についてのみ請求しており、滞納期間に係る延滞金については 請求が行われていなかった(なお、本事例においては、滞納期間における延滞金を計算 しても端数処理により債権として成立しなかったことに注意)。

しかしながら、延滞金も市の滞納者に対する債権であることには変わりはなく、請求を行わない合理的な根拠は特にないと考えられる。今後、交付要求の際には、端数処理後、微々たる金額でも債権として成立するのであれば、延滞金についても合わせて請求するべきである。

(措置の内容)

使用料の延滞金については、平成22年度から、債権として成立するのであれば、 交付要求時に請求することとした。